

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社インテリックスホールディングス	コード	463A
提出日	2025/12/1	異動（予定）日	2025/12/1
独立役員届出書の提出理由	単独株式移転による新規上場（テクニカル上場）のため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	村木 徹太郎	社外取締役	○													○	指定	有
2	富田 尚子	社外取締役	○													○	指定	有
3	北村 章	社外監査役	○													○	指定	有
4	矢田堀 浩明	社外監査役	○													○	指定	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		村木氏は、会社経営者としての幅広い経験、見識を有しております。当社のコードレートガバナンスの一層の充実のため、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただけるものと判断したため、社外取締役として選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる可能性が少ないと判断し、独立役員として指定しました。
2		富田氏は、企業経営、財務会計に関する豊富な経験を有しております、当該知見を活かして財務会計の側面から、取締役の職務の執行に対する適切な監督、助言をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる可能性が少ないと判断し、独立役員として指定しました。
3		北村氏は、不動産会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの知識や職見を活かし、経営全般に対する的確な監督と有効な助言をいただくため、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる可能性が少ないと判断し、独立役員として指定しました。
4		矢田堀氏は、公認会計士として豊富な経験と知識を有しております。その知見や見識を活かし、経営全般に対する的確な監督と有効な助言をいただくため、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる可能性が少ないと判断し、独立役員として指定しました。
5		

4. 補足説明

（この欄は未記入）

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g. 及びh. のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。